

アダム・スミスの公共事業論のミクロ経済学的基準¹

市場の失敗≠徳の腐敗

三好 宏治(神戸学院大学・非)

I. はじめに

『国富論』(1776)の第4編の最後には、各人が利己心を追及すれば、「見えざる手」に導かれて社会が自然に最適な結果に到達するという結論じみたものが存在する。そのため、『国富論』は、第4編で終了しているかの感想を読者に抱かせる書物である。この後、第5編を逐次的に読んでいくと、軍事→司法→公共事業→企業論という流れで議論は進んでいき、企業論の次の議論が教育論・宗教論へと続くにあたって、今度は『国富論』はユニークな書物であるという感想を読者に抱かせる²。

さて、一般的なミクロ経済学では、政府の必要性を市場の失敗の議論から導き出す。

排他性や排除性のある公共財、収穫逓増に伴う自然独占がある場合、また情報の非対称性がある場合、市場は最適な結果をもたらさない。このような場合は、市場の代替物である政府が市場に代わって行動すべきである。そして、現代の我々も公共財と条件反射的に考える道路と橋の問題をスミスは検討している。そこで、つい、慣れ親しんだ市場の失敗の観点がスミスの公共事業論にもあると思い込んでしまう。

スミスは、自然的自由が達成された後の政府の任務を、①軍備、②司法、③いくつかの公共事業の3つだけに限定する。だが、なぜ、スミスの世界観で自然的自由が達成されたのちにも、為政者が公共事業を実施しなければならないのだろうか？もしも、「見えざる手」に導かれるのならば、公共財の供給も市場に任せてもよいはずである。自然的自由が達成された以後も、租税を徴収してでも政府が公共事業をすべきとスミスが判断した理論的基準は何なのだろうか？

報告者は、スミス独自の(同感原理に基づいているが政治や哲学だけに還元できない)経済学的な、小さな政府の基準があると主張する。ただし、国防や司法、さらに人民を教化する公共事業である教育や宗教は、スミスの政治思想・法学思想も入り込み、議論の枝葉が多くなりすぎる。そこで、もっとも経済学的な要素を探りやすい「商業を助長するための施設」の議論からスミスの公共事業論の基準を検討していきたい。

¹ 本報告は、拙稿「アダム・スミスの小さな政府のミクロ経済学的論拠：市場の失敗≠徳の腐敗」『神戸学院経済論集』第46巻、第3・4号(2015)が元となっている。拙稿(2015)は、基盤研究(B)「経済理論の大衆化から経済政策の形成へ：テキストマイニングを応用した実証研究」、課題番号15H03330を使用した招聘で第52回経済思想研究会(2015年12月13日：東北大学)において報告する機会を頂いた。研究会での有益なコメントの数々に感謝したい。また、そこでの様々な有益なコメントを取り入れた結果、本報告は拙稿(2015)の内容と根幹にかかわる部分でかなり変化している。

² 報告者は、現時点では、『国富論』第5編第1章はスミスの不生産的労働論であるという作業仮説を抱いている。どうにも、スミスは、不生産的労働を取り扱う第5編第1章で、それまでとは違う問題意識を提起しているように思える。

II. スミスの公共事業論概略

さて、道路や運河は、異なる地域を結び付けることで分業を促進させるものであり、ないよりもあった方が一国の商業は促進する。だが、これらの事業を営むための資本を個人では用意できないし、採算も取れない。その場合、政府が公共財を直接供給する必要がある。

言い換えれば、スミスの公共事業論では、独立採算で事業が維持できるかどうかが大きな論点となる。というのは、独立採算可能ならば租税を用いてまで当該財を国家が供給する必要がないからである。そこで、それぞれの事業をどのような運営形態で実施すれば独立採算可能かが『国富論』第5編第1章第3節の検討課題となり、道路と水運事業で真逆の結論を引き出してくる。道路は国の委員会（あるいは、地方道路の場合は地方）が運営すべきであるが、水運事業は民間に任せるべきだと考える。

では、なぜ、スミスは正反対の結論を導き出したのだろうか？

道路は適切な維持管理を行わないでも利用が可能である。そのため、民間事業者は維持管理費を手抜くことによって利益を得ることができる。また、地方道路を国の中央から派遣された役人が整備するとき、目にとまりやすい大道路だけが過剰に整備され、小さな道路の整備は置き去りになる。そのため、スミスは、一般税と従量税を原資に国の委員会が道路を維持管理するほうがよいと考える。

逆に、水運事業の場合、適切に維持管理をしていないと使用が不可能になってしまう。ところが、施設の状態に興味を持たない国の委員会だと浪費をしてしまう。そこで、民間の事業者に水運事業を任せるべきだが、個人の財力では水運事業を行うための巨額の資金を用意できない。だから、水運事業は合資会社が運営すべきということになる。

スミスの公共事業論はともすれば民営化論ともとらえられやすく、市場原理主義の道具に使われやすい。報告者として、注意を喚起したいのは、巨額の（固定）資本が必要な水運事業は民間の合資会社に任せるべき、とスミスが考えていることである。もしも、現代の学生が市場の失敗に関する試験で、水運事業は巨額の固定資本が必要だから民間の株式会社に任せなければいけないと解答をしたとしよう。その時、すべての教員は不可をつけるだろう。また、スミスは国が経営してよい事業として郵便事業を挙げているのだが、その条件の一つが、巨額の先行投資を必要としないからということである。

さらに、スミスは合資会社を設立して公共事業を任せてもよいとした事業は、4種類だけである。スミスの公共事業論は、無制限の民営化論ではない。

どうにも、スミスの公共事業論は、現代の思考とは異なるスミス独自の視点を読者に見え隠れさせる。少なくとも、価格メカニズムの発見者であるスミスは、教科書的な「市場の失敗」の発見者というわけではない。このことは強調する意義があると思う。

Ⅲ. 浪費的な合資会社：租税か株式か？

さて、株式会社論が『国富論』第5編第1章第3節に存在するのは、一見すると奇妙である。金融とつながりの多い株式に関する議論は、むしろ、第2編に置くという選択肢もあったはずだ。しかし、企業論はスミスが、『国富論』第2版の改定で自信作として第5編に挿入した議論である。この配置には、スミスの意図があると考えたほうが自然であろう。

報告者は、スミスの公共事業論を、租税と株式の選択問題として読むことを提唱する。どのような個人も設立し維持しえないとスミスが述べているのは収穫逓増に伴う自然独占の問題ではなく、公共事業の財務調達について考えていたからだ、と報告者は解釈する。

株式が広く国民大衆から資金を集めるということはだれも否定しないだろう。だが、国により強制徴収される租税も、広く国民大衆から資金を集めるという点では同様の作用を持つ。そして、公共事業においては、政府も合資会社も、公共の利益のために他人の資本を運用する組織という点で同一である。つまり、スミスにとって租税と株式は、公共事業の財源として代替的な選択肢である。と、報告者は解釈している。

スミスが産業革命を見ていたかどうかは議論が分かれるだろう。しかし、スミスはバブルとその後遺症については確実に知っている。これは、『国富論』で南海会社を取り扱われていることから明らかであろう。スミスは、株式というシステムを否定的に見ている。そして、批判的な目は貿易を独占する東インド会社のような株式会社だけではなく、独占事業体ではない合資会社にも批判の目を向けている。

報告者は、スミスが合資会社に批判的な理由を、『国富論』で数学を使用しなかった（あるいは、使用できなかった）点に求めたい。関数概念を使用すれば、企業は質量を持たない点としての企業観に押し込まれてしまう。だが、スミスは数学を用いないために、ある種必然的に、時間的・空間的な広がりを持つ組織としての企業を分析対象とせざるを得なかった。そのため、投資された資本を実際に運用する経営者層や、経営層の指示に従い行動する従業員層がどう行動するかという、代理人問題ともいえるべき議論を行っている。スミスは、組織の場合、本人と代理人の利益が一致するとは考えていない。

合資会社・株式会社の経営の実際は、株主総会で選任された取締役会が行う。ここで、取締役会は株主の資本を運用するという点が、スミスの否定的評価の基礎となる。「見えざる手」は、自己の資本を注意深く運用するからこそ働く原理である。他人の資本を取り扱う場合は、自己の資本ほど注意深くは取り扱われない。そして、合資会社・株式会社が取り扱うのは、他人の資本である。合資会社の取締役も使用人も、株主の資本を王侯の家臣のように虚栄的に浪費する。また、株主も配当さえもらえれば、実際に取締役会がどのような運営をしているかについて注意を払わない。

さらに、スミスは第5編の企業論では、単なる刺激反応モデルではないビジネス論が提示され、事業を営む上での創意工夫の重要性が強調されている。ところが、合資会社・株式会社は、現場の創意工夫を押し殺す仕組みとなっており、巨額の資本を活用しきれない。

教育論でも展開されることであるが、業績にかかわらず一定に与えられる給与は、従業員からまじめに働く意欲を奪い去る。また、厳格なルールで従業員を縛ると、従業員の臨機応変さを抑制させる。利益のために状況に応じた行動をとることが懲罰の対象になってしまうのならば、従業員がとる最善の行動は、言われた通りの行動だけをするのである。加えて、奴隷と主人の関係を援用できるならば、従業員が新しい機械や分業のやり方を考案・提案したとしても、従業員が楽をしようとしているとしか経営者は考えないだろう。

総じてスミスは合資会社を政府と同じく非効率的な存在とみなしていたと結論できよう。

たしかに政府は浪費的ではあるが、スミスは主権者の経費として家具・食卓・衣服などの流行への支出を認めており、為政者の浪費が耐久財に向かう限りは比較的好意的な目で見ています。そして、内戦や大規模な戦争を長期にわたり継続しない限り、民間の健全な貯蓄意欲は政府の浪費を補う。

ここで、貸し手の主観としては、「利子付きで貸し付けられるたくわえ」(WN, II.iv.1)は資本であることに注意しなければならない。政府が浪費できるのは租税として集めた部分だけである。だが、合資会社は、その放漫経営のため、本来ならば社会の資本として再生産に組み入れられるはずの健全な貯蓄を浪費してしまう。金融市場で集めた他人の資本を運用する合資会社が、国富を損なわないで済むことは、「めったにない」(WN, V.i.e.40)。

スミスは、合資会社の設立は制限すべきであるという結論する。その理由は、スミスが政府の浪費以上に、合資会社の放漫経営に伴う浪費を資本蓄積の阻害要因と考えていたからだ、と報告者は主張する。

IV. 自然の自由に反する規制

しかしながら、自己の資本を何に投資するか（あるいは、他人にその運用を信託すること）は、個人の自由のはずである。また、株式会社・合資会社が自己の収入をどのように浪費しようが、株主総会で承認されたのなら、それを他人がとやかく指図することは本来できない。

スミスが、租税ではなく金融市場から資本を調達しておこなってよい公共事業として認めたのは、銀行、保険、水運、水道の4種類だけである。これらの4種類の事業は、簡単なルールにまとめることができ、業務内容を単純なルーティンワークにまとめることができる。これは、「見えざる手」でスミスが述べたことの例外となっている。つまり、他人の持つ資本の運用法に他人があれやこれやと口を出している。

スミスの道徳哲学体系では、誰かに対して何かを命令できるのは正義の規則に反した場合だけである。自らの財産が減っていくことに無頓着な人間は、正義の原則に反しているだろうか？合資会社の浪費は直接的に、誰かの財産を奪ったわけではない。たんに座っているだけで達成できるという、正義の原則は守っている。浪費する企業が観察者から同感されないのは、自分の財産を保持するための適切な行動をとれていないからである。

本来ならば、正義の原則以外で命令することはできない。だが、合資会社の経営の自由に任せておくと社会の資本の減少につながる。「自然的自由の蹂躪」(WN, II.ii,94)かもしれないが、合資会社の経営の自由を制限しなければならない。真に社会的に必要な公共事業であっても、合資会社の設立認可を与える条件として、合資会社の事業運営ルールを定款として明確な形で記載せよと政府が命令すべきである。そして、政府はそれらの経営がうまくいっているかどうかを監督すべきであると、スミスが考えていた。そう、報告者は理解する。

V. なぜ、政府ではいけないのか？

だが、ここで、一つの疑問が残る。なぜ、4種の事業を政府に任せることはできないのだろうか。もしも、単なるルーティンワークを繰り返すことで利益が上げられ、法規制を課すことで正常利潤の浪費を避けられるのなら、政府が事業を運営してもよいはずである。

企業論はスミスが1782年の『国富論』第2版で付け加えた場所である。スミスが公共事業を国営化・公営化しなかった理由は、それまで以前の考え方から導き出されたと解釈するしかない。つまり、初版の他の箇所の記述に求めるしかない。

スミスが政府ではなく合資会社に任せた理由として、報告者は、2つの理由を挙げたい。1つは為政者の性格論であり、もう1つは利益転用の恐れである。

① 為政者の性格論

スミスの成長論では、高い利潤と高い資本蓄積はイコールではない。「勤勉ではなく節儉こそ」(WN, II. iii.16)が資本蓄積の肝である。売り上げを獲得したとしても、それが無駄な浪費（特に、不生産的労働の雇用）に費やされた時、国富の増進につながらない。

スミスは、階級というよりも職種や立場によってそれぞれの性格を典型化する。その仕事に要請する日々の環境が、その職種や立場に従事する人間の性格を決めるとスミスは考えているからである。スミスは、第5編第4章で為政者の権威を保つための施設への支出の正当性を認めている。庶民が為政者に対してきらびやかな存在であることを望むということは、他者の反応が個人の行為規範を導く同感原理からすると、人の上に立つ為政者がけちけちとした行為をするのは適宜性に反する。むしろ、細かいことに気を使わない性格が形成されることになる。人の上に立つ政府(為政者)は、基本的に浪費的な性格とならざるを得ない。「小商人 trader の性格と為政者の性格」(WN, V.ii.7)ほど相容れないものはない。

どんな不真面目な商人よりも国王の代理人のほうが、監視が甘くなる。また、官職の報酬は市場の自由競争には規制されないために、その報酬は必然的に高くなる。その結果、たとえ、ルーティンワークをこなすよう規制でがちがちに固めたとしても、黒字になるとは限らない。政府が商業的企画に手を出すことは、社会浪費につながる恐れがある。

ただし、スミスは政府が商人のように行動すべきとは考えていなかっただろう。『国富論』第4編第7章第3節後半の東インド会社批判で、スミスは商人を最悪の統治者であると述べる。商人は公共の利益ではなく、自己の利益を考える。為政者が国を富ませるといった目的

を忘れ、近視眼的な自己の利益のみを考えて行動することは悲劇をもたらす。東インド会社は、余剰生産物をすべて廃棄し供給量を絞ることが自分の利益になるならば、いいかえれば、国民を貧しくすることで自らの利益が出ると考えるならば軍事力に頼り行政権や司法権を乱用することを厭わなかった。政府が、万が一にも小商人のようにふるまえば権力維持のために専制的になる恐れがある。

② 利益転用の恐れ

さて、すでに述べたように、スミスは公道の維持の原資を道路税によって賄うべきであると考えている。加えて、給与へのわずかの追加で働く愚鈍な兵士により補修される道路は、民営化された場合よりも多額の金銭を国家の収入にもたらすとスミスは考えていた。

だが、スミスはこれを認めたうえで警戒感を示し、道路によって上がる収益を一般的な財源にすべきではないと考えている。国家が財源を得ようと通行税を引き上げたとき、遠方地域への移送料金は高くなり、結果として市場の範囲は物理的に狭まることになる。スミスは都市と農村の国内商業を重要視しているが、この重要な諸部門が壊滅する危険性がある。また、一般的な目的に租税が転用される場合、その道路利用者に必要以上の負担が課せられる。従量税を回避するために軽くて高価な装飾品が商業で好まれるようになれば、重くてかさばる生活必需品（食料）は移送されなくなる。当然、供給が減少すれば生活必需品の価格は高くなるので、従量税の税負担は貧民に重くのしかかることになる。

もしも、道路事業の収益が一般的な（緊急の）財源としてみなされるとき、不平等だけではなく、過剰な重量税が商業を逼塞させるとスミスは考えていた。特定事業の利潤が国家の一般財源に転用される場合、国全体の商業を逼塞させるというこの考え方は、4つの事業にもあてはめることができるだろうと、報告者は考える。

銀行の利子が必要以上に高くなることによって、貨幣の節約ができなくなる。海運保険の保険料や水運設備の利用料が必要以上に高くなれば、分業を促進させるはずの海上交通が抑制される。水道料金の値上げは都市の住民の生活困窮へと結びつく。これら4事業が一般財源に適応されれば、国内の商業を逆に抑制してしまう。

もちろん、民間事業者の場合、その利用料金や利潤が一般財源に直接転用される危険性はない。仮に、完全なルーティンワークとして政府が合資会社と同じ効率性が発揮でき、国営と民営で同じような収益を確保できるとしても、民間に任せる方がリスクを少なくできる。

VI. むすび

スミスは政府の浪費を批判していたが、同じく合資会社の浪費にも批判的な目が向けている。公共事業の担い手の経営効率性の不信により、その事業が真に全体の利益となるかについてスミスは厳しい目を向けざるを得なくなった。結果、民営であろうが政府主体であろうが、スミスが公共事業として認めた範囲は非常に狭くなったのである。

※当日、参考文献、概念図、参照文一覧等を別途レジュメとして配布する予定です。